

低燃費車に係る課税標準の特例措置

【平成20年4月30日以前の取得の場合】

適用対象（注1）	特例措置
平成22年度燃費基準（注2） +10%達成車	取得価額から15万円控除
平成22年度燃費基準（注2） +20%達成車	取得価額から30万円控除



【平成20年5月1日以後の取得の場合】

適用対象（注1）	特例措置	適用期間
平成22年度燃費基準（注2） +15%達成車	取得価額から15万円控除	平成20年5月1日から 平成22年3月31日まで
平成22年度燃費基準（注2） +25%達成車	取得価額から30万円控除	平成20年5月1日から 平成22年3月31日まで

（注1）平成17年排出ガス基準+75%達成車が要件

（注2）ディーゼル車については、平成17年度燃費基準